

【契約締結に関する事項】

本工事は複数年度にまたがる継続費に係る契約です。

本工事にかかる請負代金の支払いの限度額は、原則契約書に示される各年度の支払限度額を上限とします。

なお、本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

- (1) 本工事は、土岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年土岐市条例第17号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。したがって、議会の議決が得られないときは請負契約を締結しない。
- (2) 本工事が議会の議決が得られなかった場合、又は、本市が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、本市は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとする。
- (3) 本工事の関連工事が不調その他の理由により契約予定日において請負契約を締結できない場合、本工事の開札日及び契約日を延長する、又は請負契約を締結しない場合がある。本市が請負契約締結後に本工事の関連工事の請負契約を解除した場合は、本工事についても請負契約の締結を行わない又は請負契約を解除する場合がある。これらの場合において、本市は本工事の落札者の損害について、いかなる責任も負わないものとする。